

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

## 平成28年大口町教育委員会 4月定例会議

平成28年 4月22日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第5号 平成28年度大口町立学校評議員の委嘱について

議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第7号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第8号 大口町教職員の退職管理に関する規則の制定について

議案第9号 大口町学習支援等ボランティア事業実施要綱の制定について

日程第5 協議事項

(1) 平成28年度大口町生涯教育部基本方針について

日程第6 連絡事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(2) 生涯教育部緊急連絡先一覧表について

(3) 春の企画展「端午の節句」について

(4) 行事予定について

日程第7 その他

出席委員

委員長 水谷 恵子  
委員 藤田 金生  
委員(教育長) 長屋 孝成

職務代理者 丹羽 茂文  
委員 鈴木 由布子

説明のため出席した者

生涯教育部長 平岡 寿弘  
町立図書館長兼  
歴史民俗資料館長 江口 昌宏  
学校教育課主幹兼  
派遣指導主事 早川 浩史  
学校教育課主査 三輪 典幸

生涯学習課長 近藤 勝重  
学校給食センター所長 社本 健二  
学校教育課長 倉知 千鶴

## ◎開会

○水谷委員長 それでは、定刻となりました。

本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年大口町教育委員会4月定例会を始めます。

傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

---

## ◎日程第1 委員長報告

○水谷委員長 日程第1、委員長報告。

私から報告いたします。

最大震度7という熊本大地震がありました。毎日続く余震の中、不便や不安を抱えて過ごさなければならない人々のことを思うと胸が痛みます。毎日の当たり前の暮らしが貴重で、あした普通に訪れることを改めて感謝したいと思います。

先月の定例会以降の報告としまして、まず3月18日金曜日に大口町の各小学校で卒業式が行われました。私は北小学校へ伺わせていただきました。卒業生106名が全員堂々とした姿で卒業証書を受け取り、少し照れながら保護者に渡す場面はほほ笑ましく感じられました。卒業生と在校生の呼びかけは、小学校での思い出が元気いっばいの声に込められていました。中学校でも、その元気をやる気に変えて成長していく姿を見守っていきたいと思います。

3月31日木曜日、4月1日金曜日、役場の公室にて辞令交付式が行われました。新しく大口町に赴任された先生方におかれましては、それぞれの学校の伝統を守りつつ、新しい風を吹き込んで、児童・生徒たちの御指導に当たってくださることを期待します。

先ほどもお話に上がったのですが、4月3日日曜日、堀尾跡公園において金助桜まつり開会式が行われました。姉妹都市提携をした松江市のほうから、市長様を初め多数の関係者の方々が足を運んでくださり、堀尾吉晴公が取り持つ御縁に改めて感動いたしました。松江鉄砲隊、松江城姉さま鉄砲隊の演舞披露では、ふだんなかなか見ることのできないもので、迫力があり、盛大な幕あけとなりました。堀尾顕彰会の皆様のこれまでのお骨折りに感謝いたします。

大口中学校で、インフルエンザや発熱のため多数の欠席者があり、3年1組が学級閉鎖になるということがありました。この時期にと驚いてしまいました。兄弟のいる生徒から小学校の児童へうつることも十分考えられるため、今後、小学校への流行が心配なところです。以上です。

---

## ◎日程第2 教育長報告

○水谷委員長 日程第2、教育長報告。

よろしく願いいたします。

○長屋教育長 4月に入りまして入学式、始業式を無事終え、そして2週間ほどたちましたが、現時点では各学校とも順調な平成28年度を切ったのではないかと、そんなふうに思っております。

4月19日、今週の火曜日ですけれども、全国学力・学習状況調査が実施されました。順調に行われましたが、中学校3年1組は7名インフルエンザの生徒が出まして、欠席者が13名でしたので、その生徒については後日実施という段取りであります。また、この結果につきましては8月の末には教育委員会のほうに届くと思いますので、その折にまた検討をしていきたいと思っております。

それから、お手元に5月教育委員会定例会資料をお渡ししました。これはちょっと訂正で、4月ということと、5月22日を4月に変えていただきたいと思います。

学校教育法が改正をされました。そして、義務教育学校が1条校に加わったということで、義務教育学校というのが今年4月から開校されたということです。現時点では、平成28年度は全国で22校ということですが、来年度は現時点で114校が開校予定ということでもあります。簡単にいいますと、小・中の義務教育を一貫して行う学校ということで、年数は9年、そして学習指導要領を準用していくということでもあります。今まで行っていた小中一貫教育を進める学校とどう違うのかということですが、ここでは6・3という区切りを柔軟に考えられるということと、それから小中一貫校については校長がそれぞれ小学校にも中学校にもいるわけですが、校長は1人と。そのかわりというか、校長の下に副校長あるいは教頭が加配されていくということ、それともう1つは小・中学校の免許状を持った教諭ということが違いでありまして、今後はこの義務教育学校というのは、教育改革が進められているわけですが、広まっていく可能性があるということでもあります。

それから2つ目にコミュニティ・スクール、これもちょっと前から出ていますが、学校運営協議会制度ということでありまして、現時点では2,389校がコミュニティ・スクールになっているということです。

それからもう1つ、注目していきたいのは、次の学習指導要領が現時点で検討をされていると。そして、今年度中には文部科学大臣のほうに中教審からの答申がなされるということですので、この内容に注目していきたいと思っております。

注目すべき点は3点であります。

1つはアクティブ・ラーニングという、学習の内容というよりも、学習の進め方、これがどのように記載されていくかということでもあります。課題を発見したり、その解決に向けて、クラスの仲間と共同していかにか解決をしていくか、こういう仕組みをどのように記述されるのか

という、これが1点であります。

それからもう1つはグローバル化ということで、内容面で、小学校に英語が導入されていくということと、それから中学年は外国語活動ということで、今までと変わらないだろうけれども、小学校には5、6年生のところで英語活動、それから中学校ではその中身、さらに高度化というような考え方、それからもう1つは社会の責任ある形成者ということで、特に道德教育に力を入れていく、こういうことが2つ目であります。

それから3点目としては、学習指導要領の理念がどのように具現化されていくかということで、カリキュラム・マネジメントという考え方を導入して、学校の学校力を高めていくためのことが記述されていくだろうと。

この1、2、3について、今後私たちもかなり注目をしていかなければならないということと、再度おさらいということで資料を提示させていただきました。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

---

### ◎日程第3 議事録署名者の指名

○水谷委員長 日程第3、議事録署名者の指名。

私、水谷恵子と藤田金生委員によろしくお願いします。

---

### ◎日程第4 議 題

#### 議案第5号 平成28年度大口町立学校評議員の委嘱について

○水谷委員長 日程第4、議題に入ります。

議案第5号 平成28年度大口町立学校評議員の委嘱について、事務局、説明をお願いします。

○倉知学校教育課長 それでは失礼いたします。

議案第5号 平成28年度大口町立学校評議員の委嘱について。

大口町立学校評議員設置要綱第4条第2項の規定に基づき、大口町立学校評議員を別紙のように委嘱するものとする。平成28年4月22日提出、大口町教育委員会。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町立学校評議員を委嘱するため必要があるからであるということです。

別紙のほうに名簿一覧が出ております。こちらは例年のことではございますけれども、各学校から地域の方の中での有識者でありますとか、保護者さんの代表でありますとか、青少年の団体、あるいは行政区の区長さんあたりに充て職としてお願いをしているなど、学校内で1つルールをつくって運用をされてきております。

ここでお諮りをして、お認めいただければ委嘱をさせていただくという運びになりますので、

よろしくお願いたします。

○水谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この件に関しまして御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いたします。

(挙手する者なし)

○水谷委員長 それでは、特にないようですので、この案に関しまして承認していただけますか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○水谷委員長 承認していただきました。

次に移ります。

---

#### 議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○水谷委員長 議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、説明をよろしくお願いたします。

○倉知学校教育課長 議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。  
平成28年4月22日提出、大口町教育委員会。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求める必要があるからであるということで、大口町の社会福祉協議会さんから福祉映画会という事業名で申請が上がってきております。

事業の概要といたしましては、映画「くちびるに歌を」というものを上映すると伺っております。場所は大口町の町民会館の2階大ホール、それに後援名義をとということでした。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いたします。

(挙手する者なし)

○水谷委員長 特によろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、承認していただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○水谷委員長 承認していただきました。ありがとうございます。

---

#### 議案第7号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○水谷委員長 議案第7号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、説明をよろしくお

願います。

○倉知学校教育課長 議案第7号、こちらも後援名義の使用許可についてでございます。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求めるといことで、1枚はねていただきまして、申請団体が一般社団法人丹羽青年会議所さん、5月の例会の中で講演会をされるそうです。

夜回り先生ということでもちょっと有名な方だそうで、水谷修さんが講演をされるということでございます。この講演の部分だけを一般の方を広く呼びかけて、ぜひ大人が子供を育てる環境をつくっていることを認識していただきたいというような趣旨でおやりになるということでございます。

各小学校、中学校にチラシも配付し、また学校の先生方にも参加をしていただきたいというような御希望でございます。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問がありましたら、願います。

(挙手する者なし)

○水谷委員長 特にないようですので、承認していただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○水谷委員長 承認していただきました。ありがとうございます。

---

#### 議案第8号 大口町教職員の退職管理に関する規則の制定について

○水谷委員長 議案第8号 大口町教職員の退職管理に関する規則の制定について、説明をよろしく願います。

○三輪学校教育課主査 それでは、議案第8号について、よろしく願います。

説明に入ります前に、訂正をお願いしたいと思います。

提案理由の3行目、中ほど、「この条例を」と記載されておりますが、今回制定いたしますのは規則でありますので、「規則」と訂正をお願いいたします。申しわけございません。

それでは説明させていただきます。

議案第8号 大口町教職員の退職管理に関する規則の制定について。

大口町教職員の退職管理に関する規則を別紙のように定めるものとする。平成28年4月22日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、地方公務員法の一部が改正され、職員の退職管理に関して規定されたことに伴い、国家公務員に準じた職員管理を行うため、この規則を制定する必要があるからである。

1枚はねていただきますと、大口町教職員の退職管理に関する規則がこちらであります。

こちらについては、先ほど提案理由でもお話をいたしましたとおり地方公務員法が改正されたことによるわけなんです、この改正が平成26年の5月14日に公布されまして、ことし4月1日から施行されました。この改正法の中で、地方公務員の退職管理の適正を確保するために、この退職管理に関する規定が新たに設けられたものになっております。

この法改正によって、改正法の中の第38条の2第8項という規定があるんですけども、この中で、離職後に営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはその子法人と在籍していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする、あるいはしないように要求または依頼をすることを禁止するという規定が設けられております。また、同じく第38条の6第2項、この中では、もしも営利企業等に再就職した元職員につきましては、再就職先の情報を届け出すということが義務づけされております。

こういう場合の取り決めについては、それぞれ地方公共団体の条例において定めるということに改正法の中でなっております。

これを受けまして、大口町においては大口町職員の退職管理の条例、そして大口町職員の退職管理に関する規則を制定いたしまして、今年度4月1日から施行を既にしております。

今までの話については一般行政職に関係することになるわけなんです、やはり地方公務員となりますので、教職員に関係する部分も同様となってくるわけでありまして。

それで、なぜ教職員について、それぞれの市町村が条例などの整備をする必要があるのかということになるわけなんですけれども、この関係につきましても、市町村立学校職員給与負担法に定める県費負担教職員に係る退職管理につきましても、改正地方公務員法の附則の中に第14条という部分がございますけれども、14条によります改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の規定によりまして、任命権者が市町村教育委員会と読みかえられておりまして、それに伴いまして、県費負担教職員に係る退職管理は市町村教育委員会が行うものというふうにされております。こうしたことから、それぞれの市町村の教育委員会において、条例、そして規則の中で教職員に関する退職管理を規定していくということになっております。

今回上程させていただいておりますのは規則でございますけれども、これの大もとであります条例については、先ほどお話をさせていただきました大口町の退職管理に関する条例の中に読みかえ規定として、教職員に関する部分については教育委員会がという一文を入れさせていただいております。その条例そのものは既に4月1日から動いているということになります。

大口町の退職管理については、一定以上の職員を対象とさせていただいておりますけれども、部長級以上の職員ということにさせていただいております。この部分を学校の教職員の中でど



の職に当てはめて、どの教職員がこの対象になっていくのかというものをこの読みかえ規定で定めているんですけども、規定の中では学校の校長の職としております。

ただ、学校の校長の職とさせていただくに当たって、大口町だけでこの職を考えていくとなりますと、教職員の方々は異動に伴いまして丹葉管内を回ることとなりますので、そこでばらつきがあってはいけないということで、丹葉管内の中で検討をしていただきまして、統一の内容でしていこうということになりました。その結果、この校長の職ということにさせていただいております。

それともう1つ、読みかえ規定の中で、町の規則の中では任命権者といえば首長、大口町長になりますけれども、大口町長がそういった権限を持つことはできませんので、それを読みかえまして、大口町教育委員会というふうに読みかえをさせていただいて、大口町教職員の退職管理につきましては大口町教育委員会が行い、そして対象となるのは学校の校長先生ですよということにさせていただいております。

なお、この規則の施行につきましては、昨年度末の教職員の退職者で校長の職の方がいらっしやらなかったこともありまして、4月1日がちょっと間に合わなかったものですから、公布の日から施行させていただくということになります。ですので、また今年度末でそういう対象の方がいらっしやれば、その方からこの規則が対象となって、そういう方が営利企業などに再就職をされた場合については届け出が義務化されていきますよ。そして、一定の期間については、そこの契約事務についての依頼、または依頼をしないことと、そういったことについて禁止がされていますよという、それが施行されていくということになるわけです。

説明としては以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問がありましたら、お願いします。

○長屋教育長 なかなか小難しくてわかりづらかったんですが、こういうふうに理解をしたんです。

教頭で退職して、営利企業に、旅行会社に、これはオーケー。校長で退職して、どこかAという旅行企業に入る、あるいはBという保険会社に入ると。そして、営業活動をやっていったときに、元校長だでということで、その会社と修学旅行とか遠足なんかのやつを結ばなければならない、結ぶようなことがあってはいかんということやね。そういうことを禁止するために届け出をすると。そのために小難しいやつができたということ。いいですか、そういう理解で。

○三輪学校教育課主査 そうです。

○藤田委員 大体わかりました。

○平岡生涯教育部長 法文だもんですから、なかなかわかりづらいところがあるかと思いますが、今、教育長が話しましたように、大きく言えば再就職者の扱いを明確にしましょうというのがまずは大前提にあります。ですから、そこに該当する者の規定をまず明確にして、難しい話でいきますと、再就職者が離職前5年間在籍していた職場の職員に対して、旅行会社へ勤めましたはいんですけど、その営業で、もとおったところに例えばそういうアクションを起こしちゃうと、それはいけませんよというようなことですね。それはできませんよというのが、まずうたわれています。

もう1つは再就職状況の公表、これは公務員の立場の再就職先を明らかにしましょうというような形。だから、まず先ほど言いました第一義にそういうものが禁止されていますから、その人がどこへ行った、営利企業へ行ったら当然そういう扱いが発生をしますよねということなもんですから、そういう形の中で取り扱っていくよということですね。

それを最終的には町職員もかぶってきますし、教育公務員である教員の方にもそういう規定を当てていきますよという形になりますので、少し法文そのものをおつけしていないものですから、載せかえ規定のところだけをお見せしておるもんですからわかりづらいかと思うんですけど、なかなか十分な説明にはなりませんけれども、そういう趣旨で国の地公法にもたれて、それを末端の市町においても実施をするという形でありますので、御理解をいただきたいと思えます。

ちょっと説明にはなっていませんけれども、よろしくをお願いします。

○丹羽職務代理者 今、教育長が言われたように、校長という立場だけをピンポイントで規制してきておるわけですね。

○長屋教育長 だから、教頭で旅行社へ入って、教頭がもとおった学校へ来て、おい、うちを使ってくれというような営業活動はオーケー。

○平岡生涯教育部長 とりあえず、階級としては管理職というんですか、もとおった権限者という人が昔の地位を利用してアプローチしちゃうと、それはだめだよということで、そのあたりの決めが上位の部長や課長や校長だけでいいのかというような論議はあるかと思いますが、まずは国のほうはそういう形の中でうたって、それを引いて、私どもではそういう形の中で部課長、学校でいうと校長というような扱いで位置づけをしたという形であります。

○長屋教育長 今までそういうことはありませんけど。

○藤田委員 退職される校長先生に個人的に御指導をお願いしますと。

○水谷委員長 それでは、この件に関しまして承認していただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○水谷委員長 ありがとうございます。

---

## 議案第9号 大口町学習支援等ボランティア事業実施要綱の制定について

○水谷委員長 議案第9号 大口町学習支援等ボランティア事業実施要綱の制定について、説明をよろしくお願いします。

○三輪学校教育課主査 よろしくお願ひいたします。

こちらは大変申しわけございません、説明に入ります前に提案理由の項目で一部修正をお願いいたします。

提案理由の一番最後の欄、一番最初のところ、規則という言葉、これは今回は要綱の制定でありますので、申しわけございませんけれど、こちらを「要綱」と訂正をお願いしたいと思ひます。

それでは、議案第9号 大口町学習支援等ボランティア事業実施要綱の制定について。

大口町学習支援等ボランティア事業実施要綱を別紙のように定めるものとする。平成28年4月22日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、教員経験者、地域住民または大学生等を学習支援等ボランティアとして受け入れ、サポートルーム「さくら」などにおいて活動することに伴ひ、当該ボランティアの登録を行う必要があるため、この要綱を制定する必要があるからである。

1枚はねていただきますと、要綱本文がございます。

こちらの要綱については、今年度から教育委員会で進めていきたいと考えておりますサポートルーム「さくら」、いわゆる無料塾のようなものと、あと勉強だけというよりも、居場所というような場所を提供していきたいと考えておりまして、今準備を進めているところでありますけれども、こちらに教員の経験者の方であったり、あるいは現役の大学生、これは何も教員を目指す大学生だけではなく、そのほかいろいろな大学に通う人たち、そしてあとは地域の人たちの力をかりながら、いろいろなことを教えてあげられたらいいなあということになるわけなんですけれども、今のところは準備を進めておりますのは「さくら」になるわけなんですけれども、将来的には、第3条の活動場所を3つ上げておりますけれども、その中で教育委員会の所管であります適応指導教室での学習の支援ですとか、あるいは町内の小・中学校の中に入っただけの学習支援とか、そういったことでこういった方々の力を活用できればということを考えております。

そういう方々に御協力をいただくに当たって、ただお願いしますとかという口頭の中でのいいよとか、そういうことだけではやはりいろいろと問題も生じてまいりますので、こういうところでサポートに入っていただくに当たって、まずは教育委員会に登録をしていただくというものです。その登録の中で、自身がどの部分で活動をしていただけるかというものを選択し

ていただいて、あと活動日など、そういったものを書いていただいて提出をしていただく。それを受けまして、教育委員会として登録証というものを発行させていただいて、明らかにしていきたいというものです。

この登録の期間は、1年間と申しましょうか、登録された日の属する年度ということですので、28年度に登録されれば、まずもって28年度いっぱいまでが登録期間ですと。引き続きまたお願いできれば、その方についてはまた改めて登録をしていただく。毎回登録していただくというような、ちょっと手間にはなるかもしれませんが、そのように毎年毎年登録をお願いしていくものです。

そして、先ほど話をさせていただきましたとおり、教員経験者、地域住民、大学生等、今のところこの3つの方々を考えているわけなんですけど、この方々それぞれ活動内容をちょっと変えさせていただいております。その部分については第5条、活動内容のところの規定をさせていただいておりますけれども、まず教員経験者の方につきましては、基本的にはサポートルーム「さくら」の場で地域住民や大学生などと協力をして、子供たちへの支援をしていただくということ。そして、あとその地域住民や大学生の活動に関するコーディネートというような役割も、この方にはお願いをしていきたいと考えております。そして、地域住民の方につきましては、やはりサポートルーム「さくら」におきまして他の方と協力をして子供たちの支援をお願いしていきたい。その次に大学生につきましては、サポートルーム「さくら」についてはもちろんなんですけど、そのほかにも適応指導教室、そして町内小・中学校、その中にも将来的には希望、要望などにもよりますけれども、入って、支援をできればいいなあということにさせていただいております。

ここでは学習支援という言葉がここまですうっと出てきておりますけれども、その下の第2項のところでは、学習支援のほかに個々の経験ですとか教養、技能を活用することにより、児童・生徒が学校生活などをより豊かにすることができる支援を行うという一文を加えさせていただいております。ですので、何も学習支援だけではありませんよ。どういうケースが出てくるのかというのはなかなか想定をしにくいところではありますけれども、いろんな相談事とか、そういったものにも乗れたらいいなあですとか、ほかにその指導者の人が得意とする分野のところ、その学習以外の部分で何か教えることができればいいのかなあということで、活動内容をちょっと広めた内容とさせていただいております。

それで、この要綱は5月1日から施行させていただきたいと考えております。そして、これから募集をさせていただいて、今年度から行おうとしております「さくら」のほうに入っていくことになるわけなんですけれども、まだいつからサポートルームを開設という具体的な日程までは決まってはおりませんが、できるだけ早い時期にこのサポートルームを開設して、

子供たちの支援ができればいいなあと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明としては以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問がありましたら、お願いします。

○丹羽職務代理者 このボランティアに関しての要綱の中で、謝金というのかお礼金というのか、その項目がないんだけど、完全にボランティアだよというならボランティアでありますので、これに対する対価というのか、報償はありませんとか、それから対価としてはある程度のは出しますとか、何か書かなくてもいいんですかね。これだけ見ると、ボランティアというのと大体ボランティアなんだけど、まちづくり実行委員会の中でもみんなただなんですけれども、養護教諭さんが遠足や修学旅行について行かれて無人になると、資格のある方にいていただくんですね。大体13日ぐらいあるみたいですけども、年間で。そのときは3,000円の図書券を出しておるんですね。それだけ特別に謝金が出ているんですけど、そういうことをこの何条かに、ただですか、これは。

○三輪学校教育課主査 この要綱の中には、金額的な部分というのは入れてはいないんですけども、実際今年度、平成28年度予算の中では、この学習支援ボランティアの方々の謝金、交通費、学生の方の場合ですと交通費程度ぐらいにはなってしまうかもしれませんが、その金額は……。

○丹羽職務代理者 大抵は出されると思うんだけど、その1条が要る、謝金には、例えば交通費とかそういうのを含むとかいうことを書かなくてもいいのかなという質問です。

○三輪学校教育課主査 そうですね、学校の要綱のつくり方というのは町の中でも実は余りきちんとした統一というものがされていなくて、載せている場合も当然あるんですけども、載せてはいないんだけど、実際はそういう謝金ですとか報償金にかわるようなもので支払っているというようなものはたくさんありまして、私もこれをつくるに当たって、入れる入れないというところまでちょっと頭にないままつくってしまっただけなんです。

○丹羽職務代理者 私はこれが抜けているのか、意図的に書いていないのかということをお聞きただけだったもんですから、謝金についてね。

○三輪学校教育課主査 意図的というわけでもなく、はい。

○丹羽職務代理者 やっぱ謝金が出るんですね。

ほかの方はどう思われますか。この謝金について要綱に。

○鈴木委員 まちづくりのほうも書いていないと思うんですけど。

私の知り合いがやっているんで、保険のほうは出るというのは聞いていたんですけども。

○丹羽職務代理者 書かないほうがいいのかな。

要綱の下に内規文書というのはつけられるんですか。

内規だったら、全然何日から施行するとか関係ないでしょう。

○三輪学校教育課主査 内規は本当にその内輪の取り決めですので。告示行為やそういったものは一切ありませんので。

このボランティアの方を募集するですか、そういう方に集まっていたいて話をするときには、もちろんそういった謝金の部分についても、こういうふうに出させていただくというようなことはきちんと説明をしながら、資料としても出していく必要はあると思っておりますので、それで明らかにさせていただきます。

○丹羽職務代理者 それなら、1つの条として、第何条、謝金については内規に別途定めると、1行書いてもいいということですか。

○三輪学校教育課主査 その部分は割とうまいことできていまして、この要綱の最後のところで、その他必要事項というのがあります、第11条。これで、要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定めとなっておりますので、これ以外の部分で取り決めだとかの必要が出てきた場合については、またその都度決定させていただくということをお願いいたします。

○藤田委員 不勉強で申しわけないんですが、学習支援はこういう体制をとっていただくんですが、ひょっとして学校によって今まで支援してみえる方とか、そういうことはあらせんですか。クラブ活動でやっていただくようなことは学習には入らないかと。そういう方も再登録していくのか、どうするのか。

○長屋教育長 1つは、学校に負担をかけたくないというところで進めていきたい。学校には負担をかけたくない、なるべく。それから、子供たちにも精神的な負担をかけたくない。それからさらには、余り有名になって、はやるようになっては困るから、困るというのは民間業者の絡みもありますので、できる限りひっそりというか、静かにというか、そういうところで進められればなあというふうに思っています。

中学校の部活動関係のところでの補助ということについては、また別途そういう予算化というのは教育委員会のほうで持っているはずですので。

○丹羽職務代理者 それで1つ、私はまちづくり実行委員会の委員長としてうんと思うんだけど、5条の大学生のところ、町内小・中学校において当該教職員の指示により児童・生徒への学習支援を行うことというので、特別支援教室へ行ったら、こっちは謝金が出る、鈴木さんはただだ。何か、書かないほうがいいんじゃないかなあと。だから、この学習支援ボランティアは、要するに何とか塾をするわけだから、学校外というのに規定をしたらどうなんですかね。矛盾が出ますよ、そこで。私は矛盾を感じる、委員長として。ええ、鈴木さんはただなのに、こっちは謝金かよ、交通費も出ると。

これ、学校の中にとということでもんね、小・中学校に置いてと。

○三輪学校教育課主査 そうですね。将来的にはそういう支援もできればというので、ちょっと今から入れさせていただいていたんですけど。

○丹羽職務代理者 こういうことはまちづくり実行委員会の事務局でも考えていることですから、みんな。向こうであれば本当にボランティアですね。

だから、要は何か塾というのをつくるんですよね。だから、町の適応指導教室、またはさくら塾、これからさくら塾ができると思うんですけども、そういうところで時間外に、塾へ行けないという。だから、まちづくり実行委員会もそうなんだけど、だんだん拡大していっちらうとオーバーラップして、そんなものPTAにやらせればいいじゃんとか、子ども会にやらせればいいじゃんとかとなっていっちらうんですけども、だから、後でこの大学生等の項目は、もしくはというのをやめられたらどうかなあと思うんですけどね。「もしくは」というところから「指示により」というところまで。ちょっと矛盾ができるんです、そこで。

○長屋教育長 僕もおっしゃるとおりだと思います。これはやっぱり……。

○丹羽職務代理者 適応指導教室かさくら。塾、またここから学校内に派遣されると。

○三輪学校教育課主査 ありがとうございます。

今、貴重な御意見をいただきました。

おっしゃられるとおりに、支援本部の活動の中で、こちらの部分のところへまた変な関係ができていけませんので、事務局の中でいま一度協議させていただきたいと思います。

○丹羽職務代理者 そうですね。

学校支援の事務局とも調整、これはすみ分けようねということを引きちと、うちは大口町学校支援ボランティアなんだけど、こっちは学習支援等ボランティアという、だからその辺をちよっと、我々のボランティアは学校へ入っちゃうんですけども、学校の外でというようなすみ分けをされたらいいんかなあとは今思ったんです、要綱を読んでいて。ああ、学校に入ってくるなあとって、大学生が。

では、お願いします。

○三輪学校教育課主査 はい。

○丹羽職務代理者 委員長、何か言いたいことは。

○水谷委員長 ちょっとすみ分けはという、同じような考えだったので。

それから、もう1つお願いします。

時々大学生が小学校とかに入って、スクールサポーターという存在の名称を聞くんですが、それは、それぞれの学校とのお話でやられているんでしょうかね。

教育実習の後も、時々忙しいときにお手伝いに来るというのは、学校とその個人とで、何か

手伝ってとかそういう感じでやられているんでしょうかね。

○長屋教育長 公式には、教育実習が終わってさらに使うということは、ちょっとどうかなあ、許されることではないと思いますので。

○丹羽職務代理者 事例があるんですか。

○鈴木委員 小学校はあります。少人数で入ったりしている。少しお金が出るよという話を聞いたことがあるんですけど。

○水谷委員長 そうやってまだ採用される前に、教育実習が終わった後来てみえたとか。

○長屋教育長 ボランティアで、本人の意向で学校が許可したというような、そんな類いじゃないかなと思うけど。

○水谷委員長 先生には、特には……。

○長屋教育長 ここまでは上がってきていないことだもんね。

○丹羽職務代理者 そういうのって、教育委員会に届け出だけをするということが必要じゃないですかね。

○早川学校教育課主幹兼派遣指導主事 そういう意味でも、今回、丹羽委員さんが提案されましたように、スクールサポーター、そしてこの学習支援のボランティア、そういうすみ分け等を明確にして、個々の学校で学生さんと契約を結んだりとか、そういうような状況が今までもあったようですので、そういう部分も明確にできると思います。

○水谷委員長 今言った内容のスクールサポーターということが、ここに来ているのかなあと思ったんです。

○丹羽職務代理者 それは全然違うでしょう。

○水谷委員長 でも、今そのような……。

○早川学校教育課主幹兼派遣指導主事 他の市町においては、地方公共団体がスクールサポーターというのを募集して市町に登録してもらい、その市町から学校に派遣しているということはあると思います。

○水谷委員長 じゃあ、そのようにきっちりやっていただかないといけないですね。学校側にも、これから。

○長屋教育長 余りまた規則等でがんじがらめにすると、学校教育の柔軟性が失われて、地域の方がなかなか入ってこられなくなるようなことになってはいかんから、ここら辺のところはまた学校連絡会で各学校と話していきたいと思います。

○丹羽職務代理者 別にいかんと言っているわけじゃないけど、届け出だけはしてもらわないと、この人がええ、そんなことがあるのではおかしいわね。教育委員が何も知らないという。

○藤田委員 この話は、さくらは補助事業であれなんでしょう。その登録はまた別の話でしょう。



ちょっと分けんと混乱してせんかね。

○水谷委員長 事務局のほう、お願いします。

実施要綱が5月1日からということですが、実際に動き出すめどとかはありますか。時期とか。

○倉知学校教育課長 6月下旬とか中旬とか、ひよっとするともう少し過ぎるかもわからないんですけれども。

○丹羽職務代理人 次に報告してもらえばいいですね。それで間に合うんですか、次の5月の定例会で。

○倉知学校教育課長 ここには5月1日からというふうに書かせていただいておりますけれども、実際のことには影響は出てこないと思いますので、大丈夫と思っています。

○長屋教育長 だから再度、5月の末の教育委員会定例会に報告します。

○水谷委員長 では、いろいろな御意見ありがとうございました。

この件に関しまして、承認していただけますか。

○丹羽職務代理人 承認というよりも、繰り延べですよ。持ち越しです。

○水谷委員長 では、5月の定例会の際に、また議題としてよろしく願いいたします。次に行きます。

---

#### ◎日程第5 協議事項

○水谷委員長 日程第5、協議事項に入ります。

1. 平成28年度大口町生涯教育部基本方針について、説明をよろしく願いします。

○倉知学校教育課長 失礼いたします。

ホチキスどめになっていますちょっとした冊子ですけれども、例年こういった基本方針を生涯教育部でつくっておきまして、今年度のものも調製ができましたので、説明をさせていただきたいと思います。

本年度の重点努力目標、そして主要施策の順に、各担当課の課長さんのほうから説明をさせていただきます。

最初に学校教育課のほうをお願いしたいと思いますので、3ページのほうへ飛んでいただいてもよろしいでしょうか。

1として、本年度の重点努力目標、(1)学校教育課ということで、アからオまで5点上げております。

これは実際的には昨年度と同じものを上げておりますが、きょうの教育長さんからのお話にもありましたように、学校が大きくまた仕組み的にも変わっていかうとしておりますので、そ

うというようなことにも敏感になりつつ、この5つの目標を掲げてやっていきたいなあと考えております。

次に、4ページの主要施策のところの学校教育課ですね。

5ページのアです。

5つの事業については、少しだけ説明をここでしておりますので、口頭ですが、説明をさせていただきます。

アといたしまして、教育委員会事業です。こちらは今年度も町長部局との連携強化ということで、総合教育会議もやらせていただきながら、教育委員会活動を充実させていきたいと考えております。そして、今年度につきましては、2年に1度大きな研修に出かけていただくような予定もしておりますので、そういったことも実施していきたいと考えております。

次にイですが、学校教育管理事業では、先ほど要綱の中に出てきておりましたけれども、適応指導教室におきましては、今年度も児童・生徒の学校の復帰をまず最初に考えて、目指してまいります。そして、これも要綱の中でうたっておりましたサポートルームさくらなんですけれども、昨年この目標の中で、社本育英事業と、あと無料塾の関係を検討するというようなことをうたっておりました。社本育英事業につきましては、新しいやり方で今年度もやり出しております。そして、先ほどからのサポートルームさくらですけれども、ぼちぼちとではあります。段取りを進めておりますので、これを今年度中に実施していくことを目標としております。

また、大きなものがもう1つありまして、高校、大学などの修学に当たりということで、修学資金の貸与を受けた方々が社会に出たときに返還をされていくんですね。その返還で利子のつくものに関しての利子の部分を大口町独自で補助できないかというようなことで、そういったことを今年度から実施していこうと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それからエピペンの講習とか、フッ化物も今年度も継続してやっていこうと考えております。

次、ウですけれども、小・中学校の運営事業。

引き続き学校支援員さんを配置させていただいたり、小学校に少人数の指導臨時講師、あるいは中学校にチームティーチングの臨時講師を配置させていただきます。また、外国語の指導講師さんも配置させていただいております。そして、今年度全ての小・中学校におきましてQ-Uの検査を実施するというようなことをさせていただきます。小学校の3年生から6年生までということで、新たにこの学年は始めていくということになります。

次にエといたしまして、小・中学校教育振興事業につきましては、27年度から始めておりますPTAの会費とか生徒会の会費なども、今年度も引き続き支援をしていきたいと考えております。

そして、最後の小・中学校の整備事業でございます。

こちらは、各学校1つずつ大きな工事が予定されております。南小学校につきましては校舎の北側の屋根の雪どめの金具を取りつけさせていただきたいと考えております。そして、北小学校のプールのろ過器も修繕をしていきます。西小学校につきましては、放送室の設備を更新いたします。中学校ですが、体育館の渡り廊下の外壁の修繕も予定しておりますので、学校施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課からは以上です。

**○社本学校給食センター所長** それでは続きまして、給食センターの重点努力目標を御説明させていただきます。

3ページをごらんください。

今年度も2つ上げさせていただきました。

アとして、安心・安全でおいしい給食づくりを継続し、学校給食センターの運営のあり方について引き続き検証するであります。もう1つは、施設の維持管理に最大の注意を払うとともに、衛生管理の改善に努めるであります。

6ページをごらんください。

下のほうに給食センターの事業として、アとして給食センター運営事業がございます。冒頭で申しましたとおり安心・安全でおいしい給食づくりに努めてまいりますが、今年度は特に、子供たちが配膳で使用するトレーがございます。従来のトレーは樹脂製のもので、使う期間によりまして徐々に変形等を来してありまして、子供たちが配膳の際にトレーがくるくる回転してしまうという状態になってきてしまっているものがあります。そこで、もっと材質のかたい、熱に強いFRP製のトレーに全て更新する予定にしております。

また、給食センターの運営のあり方につきましては、ことしも直営で継続しておりますが、一部業務の委託化も視野に入れながら引き続き検討してまいります。

学校給食の地産地消につきましても、難しい問題でございますけれども、できる限り一つでも品目をふやせるよう続けて努力していきたいなと思っております。

1枚はねていただきまして、もう1つの事業であります給食センターの施設管理事業です。

全ての業務が円滑に行えるよう、設備機器の維持管理に万全を期すとともに、今年度は蒸気式回転釜を1台増設する工事、それから調理員用のトイレがずっと和式でありました。これを衛生管理の行き届いた洋式トイレに変更する改修工事を予定しております。また、備品関係ですが、古くなったマイコンスライサー、それからさいの目カッターと言いますけれども、フードダイサー、それから消毒保管機などの増設を行う予定にしております。

以上で、給食センターの説明を終わらせていただきます。

○近藤生涯学習課長 続きまして、生涯学習課の所管につきまして説明させていただきます。

まず、3ページをお開きください。

(3)生涯学習課になります。

まず重点目標としましては、ア、平成27年3月に改定しました生涯学習基本構想をもとに、事業の企画・立案をしていきたいと思っております。また、イになりますが、学びの拡充に取り組み、町民の多様なニーズに応えた学習機会の提供に努めます。ウにつきましては、幅広い町民の参加と、その豊富な経験や知恵を生涯学習施策に活用できるよう、さまざまな催し等を検討していきたいと考えております。エになりますが、生涯学習のまちづくり実行委員会との協働事業により、学校、家庭及び地域の連携を深め、地域の教育力を活用した生涯学習の推進に努めてまいります。オにつきましては、町民が安全で快適に学ぶことができるよう、安心して利用できる施設管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

(3)になります。

主要施策につきましては、基本構想改定に伴いまして「夢 追い求め 一人ひとりがきらめく 共助のまちおおぐち」の実現を目指すということで、みんなが助け合う力も大切だという「共助のまち」という言葉を入れさせていただいております。それを実現するために、「学びの創造」「学びの協働」「学びの輪」を目標に掲げ、それぞれの施策に努めてまいりながら、いつでもどこでも誰でも学習の機会を与えていく生涯学習のまちづくりを目指していきたいと考えております。

各事業につきましては、アにつきましては、家庭教育推進事業であります。主に親子で触れ合う学習とか、自然体験教室等を開催してまいります。

イの生涯学習活動推進事業につきましては、町内での文化・芸術活動の掘り起こしを図るため、NPO団体おおぐちおやじの会、スタインウェイ、おおぐち合唱祭実行委員会、少年少女発明クラブ等、協働委託事業を開催し、多くの町民が企画から運営に携わりながら発表できる機会を提供し、その普及に努めてまいりたいと考えております。また、小・中学校の学校支援活動などを進めることや、大口中学校の特別教室の開放により講座・教室等の催しを開催しながら、学校と地域の連携を深めてまいりたいと考えております。また、昨年度よりリフレッシュ施設の利用施設を新たに松江、南三陸、遠野市と追加させていただいておりますが、より多くの方がさらに利用できるようPRに努め、より一層リフレッシュに寄与できればと考えております。

続きましてウになります。

生涯学習講座事業につきましては、各個人みずからがそれぞれのニーズに基づき学習した成

果を社会に還元し、学んだ知識をまた次に生かすというような形の中で知の循環型社会を構築できるような事業として進められればなあと考えております。また、平成27年度に島根県松江市と姉妹都市提携を結んだことをきっかけに、歴史ボランティアを育成するため堀尾氏の講座等を含め、松江市での現地講座を開催する予定でおります。

エの社会体育振興事業につきましては、スポーツを通して健康づくりを図りながら進めてまいりたいと考えております。オの生涯学習施設管理事業（文化施設）につきましては、平成26年度実施した中央公民館の耐震補強工事時に実施できなかった事務所等の照明器具のLED化や、集会室の暗幕モーター修繕などを実施します。町民会館は築24年が経過し、非構造部材の耐震化、雨漏りなどの経年劣化が著しいため、本年度につきましては平成29年度以降に改修できますよう設計業務の発注、また舞台つり物のワイヤー交換などの施設修繕を実施していく予定でおります。

カの生涯学習施設管理事業（体育施設）につきましては、平成27年度よりスポーツ施設の全てが指定管理者制度に移行しておりますが、町民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう、指定管理事業者の調整、打ち合わせを密に進めてまいりたいと考えております。また、本年度は温水プール男女更衣室空調設備改修や、総合運動場管理棟の空調設備改修を実施していく予定であります。以上であります。

○江口町立図書館長兼歴史民俗資料館長 続きまして、図書館・歴史民俗資料館のほうを説明させていただきます。

まず、4ページになります。

重点努力目標としまして、図書館のほうですが、ア、読書の楽しさを伝える、イ、積極的に情報収集・情報発信を行い、図書館サービスの充実を図り、利用者の増加に努める。ウ、児童館・保育園・学校司書連絡会・子育て支援団体や憩いの四季など、他団体との連携に努める。エ、読み聞かせや図書修理等のボランティアの発掘・育成に努める。オ、多様な世代が集う「ひと・モノ・情報・文化の交流拠点」の建設を検討する。

続いて、歴史民俗資料館のほうの重点努力目標のほうに移ります。

ア、文化財指定の有無にかかわらず、町内に伝わる文化遺産の保護を図り、町民が文化遺産への理解と関心を高めることができるように努める。イ、郷土の歴史に関するものや美術分野の展示等で先人の営みを伝えるとともに、町民の知的欲求に応え、文化を創造できる質の高い生活空間の形成の一助となるように努める。ウ、町内における文化遺産及び所蔵資料を生かした各種イベントの開催により、生涯学習の場になるように努める。

続きまして、9ページになります。

主要施策、図書館になります。

平成21年度をピークとして図書館利用者が減少を続けてきたが、平成27年度後半から一昨年、25年度の月別利用者数を上回るまでに回復をした。26年度は臨時図書館というふうな開館でしたので、今回、比較としてはもう1年前、25年度のほうと比較をして統計をとっていたんですが、昨年の上半期は残念ながら25年度を超えることはできませんでした。ただ、10月から下半期に関しましては25年度の利用者数を超えましたので、いろいろやってきた効果があったんではないかと、それを引き続き継続していきたいというふうに考えております。御意見箱を設置したりですとか、読み聞かせのほうも1歳6カ月健診や児童センターへの出張の読み聞かせ、こういったものも大変好評をいただいておりますので、今年度も継続をしてきたいと。いろいろな形で外へ出かけて、子供たちにといいものもありますが、お父さん、お母さんに読み聞かせの大切さを伝えていきたいというふうに考えております。

昨年度は、ふれあいまつりですとか憩いの四季まつりを図書館まつりと一緒にという形で開催して、積極的に図書館のPRをさせていただいたんですが、今年度は移動プラネタリウム、エアドームを膨らませて中でプラネタリウムをやるということを計画しております。これはちょっと時期が業者のほうとのスケジュールの調整で、まだ7月か10月あたりを予定しておるんですが、できる限り教育委員会の皆さんにも一度見ていただいて、今後どういった利用ができるのかということも体験していただけるといいのかなあと。こういったことをやりながら、今までは本を提供するだけの図書館でしたが、体験型の魅力ある図書館づくりを試行錯誤していきたいというふうに考えております。

あと、最後の図書館のところに書いてあります「ひと・モノ・情報・文化」が集い・交流できる元気なまちづくりの拠点となる複合施設の建設とともに、住民参加の協議会を設置して検討をするということで、いろいろな団体の方から参加をいただきながら、5月の広報で住民の公募という形の記事も掲載する予定をしております。

いろいろな方、いろいろなことで活動してみえる方、広い視野を持ってみえる方に参加をしていただきながら、今、大口町には何が足りていないのか、何が欲しいのかというところから検討を進めていって、人が交流できる、人が集う施設をという町長の思いがありますので、人が集う空間というものはどういうものなのかというところを具体化していきたいと。できることであれば、今年度中に絵が描けるといいなあとというふうに考えております。

続きまして、歴史民俗資料館のほうを御説明させていただきます。

主要施策ということですが、文化財保護事業に関しましては、何といたってもやはり後継者の育成が、どの団体においても同じかと思うんですが、後継者の育成が一番の問題になっているということで、積極的に小学校との連携をした伝統芸能の団体さんがありますので、そういったこと。北小学校に関しましては、お祭り広場ということで毎年やらせていただ

いているんですけれども、南に関しましては南保育園ですとか、太鼓で金助まつりに参加して下さったりとかというところはあるんですけれども、だんだん年齢が行くにつれて離れていってしまうということがありますので、西も南も含めて小学校、それから中学校に関しても、この伝統芸能とのかかわり合いができるような何かアイデアを出していきたいなあというふうに考えております。

続いて、歴史民俗資料館運営事業の施策ですけれども、やはり松江との姉妹都市提携という大きなことが27年度ありました。そこで、常設展示のほうで堀尾吉晴公の展示を若干はしておるんですが、今までは堀尾といたしますと、うちのほうでは金助がメインでありまして、資料としては実は持つてはおるんですけれども、なかなか常設展示のほうへ出すことができなかったというものもありますので、展示のケースを少しふやしまして、吉晴公に関する展示品をもう少し外へ出そうかなあと、皆さんの目に触れるところに出そうかなあということを考えております。

あともう1点、年4回特別展をさせていただいております。きょうも御紹介をさせていただきますが、5月は端午の節句という形の企画があるわけですが、ことしはやはり堀尾吉晴公でありますとか、松江に関する、松江城になるかもしれないんですけれども、そういったところに関連をした特別展を夏か秋に組み込もうという予定をしております。いろんな事業でいろんな各課長、役場の中の各課で連携をとりながら、全体でもって堀尾吉晴公を盛り上げていこうというふうに考えております。

あと、毎年のことではあるかと思うんですけれども、文化財収蔵庫の収蔵品ですね。福祉の関係で、いろいろ古いものにさわっていただくと、回想法ということではぼけの防止になるよとかいろいろな御意見をいただき、学校へ持ち出したりですとか、高齢者の施設のほうへ展示品を持ち出したり、出張で授業を行ったりということをやっております。好評をいただいておりますので、こちらに関しても積極的に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○倉知学校教育課長 以上で終わらせていただきます。

○水谷委員長 ありがとうございました。

---

## ◎日程第6 連絡事項

○水谷委員長 日程第6、連絡事項に入ります。

1. 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、説明をお願いします。

○三輪学校教育課主査 大口町教育委員会後援名義使用許可の報告についてです。

使用許可で1件、大口町体育協会に対して使用許可を出しております。

そして実績報告として、次の3件から上がっております。

名古屋法務局、名城尾北会、ウィル大ロススポーツクラブ、この3団体より実績報告を提出していただいております。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

2. 生涯教育部緊急連絡先の一覧表について、説明をお願いします。

○三輪学校教育課主査 この緊急連絡先一覧表は、4月の異動に伴いまして人もかわっておりますので、新たなものを作成して皆様にお配りをさせていただきましたので、よろしくお願いたします。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

3. 春の企画展「端午の節句」について、説明をよろしくをお願いします。

○江口町立図書館長兼歴史民俗資料館長 済みません、チラシのほうをつけさせていただきました。

4月16日からということで、もう始まっております。6月5日まで、端午の節句の展示をさせていただきます。

ひな祭りの展示に比べますと端午の節句のほうは来館者が少なかったんですけども、昨年度、なぜか急に端午の節句のほうも来館者がふえまして、ちょっと原因がつかめていなくて、今年度様子を見て、どういったことがあったのかということ、日本刀ですとか甲冑ですとか、そういったものにブームが来ているのかなあとというところに乗ったのかもしれないんですけども、御家族、3世代ぐらいの大人数で、子供さんの、お孫さんの記念写真を撮りにみえる方がとても多くて、にぎわっていたという話を聞いております。今年度もやりますので、ぜひのぞきに来てください。よろしくをお願いします。

○水谷委員長 ありがとうございます。

4. 行事予定について、説明をよろしくをお願いします。

○三輪学校教育課主査 それでは、5月、6月の行事予定についてですけども、まず5月の行事予定についてです。

5月17日になりますけれども、丹葉事務協の幹事会が行われます。場所につきましてはこちら、C会議室となりますので、丹葉事務協の会長であります藤田委員につきましては御出席をお願いいたします。

そして、5月24日火曜日ですが、事務協が行われます。ちょっと出席者の方の丸がつけてありませんけれども、委員長、職務代理、そして藤田委員も出席をお願いしたいと思います。

そして、5月の定例会ですが、5月27日金曜日、9時半からこちら、中央公民館C会議室で開催をさせていただきたいと思います。

そして、この日につきましては、本日皆様のお手元にもお配りをさせていただきましたけれ



ども、夕方より町長との教育懇親会を開催させていただきたいと思いますので、御出席をお願いいたします。

次に6月の予定です。

6月の予定の中で、ちょっと斜め字で予定を入れさせていただいているものがあります。直接教育委員さんの皆様に案内状が届くというものではございませんけれども、町の行事ということでお知らせをさせていただくものです。

12日日曜日に消防団の小型ポンプ操法が行われますので、場所は役場の前の大きな駐車場だったかなあと。例年そうですね、あちらの駐車場で行っておりますので、またお時間があれば、消防団の操法についても見ていただければなあということで、御紹介をさせていただいております。

そして、6月13日月曜日ですが、南小学校で学校訪問が行われます。

そして、6月の定例会の予定なんですが、今、6月29日水曜日、午前9時半からということで予定をさせていただいております。御都合を確認させていただいて、よろしければこの日程で開催したいと考えておりますので、またスケジュールを確認させていただきたいと思います。

そして、6月30日木曜日ですが、大口中学校で学校訪問が行われますので、こちらにつきましても御出席をお願いいたします。

行事予定につきましては以上です。

○水谷委員長 それでは、6月の定例会の日程なんですが、29日の御都合はよろしいでしょうか。

○丹羽職務代理者 大丈夫です。

○水谷委員長 では、そのようによろしくお願いします。

○三輪学校教育課主査 ありがとうございます。

---

### ◎日程第7 その他

○水谷委員長 日程第7、その他に入ります。

何かありましたら、よろしく願いいたします。

○平岡生涯教育部長 特にありません。

○丹羽職務代理者 前回、教育長が事故で裁判になって2,000万ぐらいだという話があったんですけど、私ルーチンワークにさせていただきたいなあと思うんだけど、4月に新しい先生が来て、先生が出ていったりして、民間の会社ですと必ず自動車の任意保険の更新時期が管理されていて、就業規則には、任意保険は対人・対物は無制限に必ず入ること、それから更新時は必ずコピーを持ってきなさい。もしそれが履行できなければ通勤手当はゼロにしますと大抵書いてあるんですね。だから、通勤手当を払う前提に、民間の企業というのはほとんどなっている

んですよ。

だから、こういう事故があつて、今、訴訟が起きているわけですから、先生が異動があつてリニューアルされた4月には、やっぱり一応、各学校で任意保険に入って、ほとんどが車通勤だと思いますから、通勤途中で事故があつたときに、例えば校長の責任だとか、教育長がごめんなさいと言わないかんようなことにならんように、やっぱりこれだけは管理してもらいたいなあと。民間企業はみんな管理していますよ、そうやって。だから、通勤手当は本当にゼロになります。うちの会社でもゼロになります、更新で持ってこなければ。1カ月間で慌てて持ってきても、前の月はさかのぼって払いません。

そのくらいでないといかんと思いますから、そのことは公務員さんには書いていないと思いますけれども、就業規則に。けども、任意保険の管理だけは、任意保険にきちっと入って車を運転しているのか。よく、同居していないお年寄りが入ると安いからといって、そして自分が乗っているというようなこそくなテクニックを使ったりすると制限があつたりしますから、そういう管理もきちっとしていただいて。

まだ事件が収束していないでしょう。だから、そういうことがあつた町ですから、やっぱり出入りが終わった時点で各学校に指示をしていただいて、校長先生に。それで、事務職員、養護教室の教員含めて完璧でしたということで、学校で管理してもらおうという格好がいいんじゃないかなあという提案です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

その件がありましてから、学校のほうは4月のときに通勤届を出して、保険を確認してという、そこまでやっているんです。それ以降、現在は毎月、この人は今月切れますよということが指導主事のほうで各学校へ徹底できるように、今やるようになりました。

○水谷委員長 じゃあ、お願いします。

昨日、大口中学校でPTA総会があつたんですが、そのときに家庭学習におけるチラシをいただいたんですが、そこに大口町教育委員会、大口町校長会と名前が入っていたのですが、何も配られていないと思うので、そのチラシをお願いしたいなあとと思います。私は昨日初めて知ったので。

○長屋教育長 じゃあ、早速お渡しします。

○水谷委員長 カラーの。

それからもう1点、以前から松江市のほうへの研修ということで、教育長先生がお話をしてくださっているんですが、早目に候補の日程などを幾つか出していただけると、先生も御配慮してくださっているように、家庭等の都合や皆さんとの調整ができると思うので、よろしくお願ひいたします。

○倉知学校教育課長 会を閉じていただいてから、その件でちょっと御相談をしようかなあと思っていたんですけども。

○水谷委員長 では、また後ほど。

○鈴木委員 さっきの交通事故とは違うんですけども、愛知県の交通事故がとても多いですね。南小学校は黄色い通学帽をかぶっているんですが、ずうっと不思議に思っていたのが、北小学校と西小学校はなぜあの目立たないグレーの帽子なのかなあと。巻き込みを注意して子供が歩いていても、大きなトラックからは死角があって見えなくて、やっぱり巻き込まれる事故が大変多いので、ちょっと通学帽の色は、ずうっと思っていたことなんですけれども、一度御検討をいただけないかなあと思います。

○長屋教育長 学校連絡会というのが毎月ありますので、教育委員会でこういうことが御意見としていただいたと。だけど、やっぱりこれはかなり歴史のあることですので、服装やらそれについては各学校の歴史もありますので、歴史を踏まえた対応をしていかなければならないと思います。けれども、検討してもらうように依頼はしていきます。

○丹羽職務代理者 反対に、小牧とか犬山だと黄色い帽子をかぶっていないもんね。

○鈴木委員 ヘルメットの学校もありますよね、場所によっては。

○丹羽職務代理者 何であんな、言われるようにブルーとか紺とか、目立たない。

○藤田委員 逆に、修学旅行に連れていくとよくわかります。

○鈴木委員 もう1ついいですか。

学校が始まって、耳鼻科健診とか歯科健診のお手伝いに小学校に伺ったんですけども、耳鼻科なんかは犬山の先生が見えたりしていて、保健の先生からちらりと、内輪の話なんですけれども、休んだ子を今度連れていくのに大変なのだというような話を受けたんですけども、そういった学校の校医の先生というのはどうやって選ばれているのでしょうか。

○長屋教育長 我々の教育委員会のほうで勝手に選ぶことはなかなか難しく、それぞれ医師会との関連がありますので、そちらにお願いをして決まっていっていると思います。また、それぞれ法に基づいた立派なお医者さんばかりだというふうに認識しております。

○水谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○水谷委員長 それでは、これをもちまして平成28年大口町教育委員会4月定例会を終了します。ありがとうございました。

(午前11時11分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員